

定 款

チヨダウーテ株式会社

第 1 章 総 則

(商号)

- 第 1 条 当会社は、チヨダウーテ株式会社と称する。
英文にては、CHIYODA UTE CO., LTD. と称する。

(目的)

- 第 2 条 当会社は、下記の事業を営むことを目的とする。
- (1) 土石加工業
 - (2) 不動産所有利用売買
 - (3) 産業廃棄物の収集・運搬・処理及び再生に関する事業
 - (4) 建設工事業
 - (5) 建築用材料の販売
 - (6) 発電及び電気の供給に関する事業
 - (7) 前各号に附帯する一切の業務

(本店)

- 第 3 条 当会社は、本店を三重県四日市市に置く。

(機関)

- 第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
- (1) 取締役会
 - (2) 監査役
 - (3) 監査役会
 - (4) 会計監査人

(公告方法)

- 第 5 条 当会社の公告は、電子公告により行う。
但し、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由により電子公告ができない場合には、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

- 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、3,200 万株とする。

(自己の株式の取得)

- 第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。
3. 当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2. 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により社長が招集する。社長にさしつかえあるときは、取締役会で定める順序により他の取締役がこれに代わる。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年3月31日とする。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長にさしつかえあるときは取締役会で定める順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合において株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

2. 前項の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役、取締役会および監査役、監査役会

(役員の員数)

第19条 当会社に取り締役3名以上、監査役3名以上を置く。

(取締役、監査役の選任)

第20条 取締役及び監査役の選任は、株主総会でこれを行なう。

2. 取締役および監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役、監査役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任

した監査役の任期の満了するときまでとする。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名、並びに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会、監査役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、社長がこれを招集し、その議長となる。社長にさしつかえあるときは、取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対してこれを発する。但し、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。
3. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対してこれを発する。但し、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。

(取締役会、監査役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
3. 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(取締役、監査役の報酬および退職慰労金)

第26条 取締役及び監査役の報酬又は退職慰労金は取締役に支払う額と監査役に支払う額を区分して、株主総会の決議により定める。

(取締役会の運営)

第27条 取締役会に関しては、法令又は本定款に別段の定めがある事項のほか取締役会で定める取締役会規程による。

(監査役会の運営)

第28条 監査役会に関しては、法令又は本定款に別段の定めがある事項のほか監査役会で定める監査役会規程による。

(取締役、監査役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者

を含む。)、監査役(監査役であった者を含む。)の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。
3. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 計 算

(事業年度)

第30条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第31条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第32条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第33条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払いの義務を免れる。

上記内容は原本と相違ありません。

令和2年3月26日

チヨダウーテ株式会社
代表取締役 平田晴久